

厚生基金における「ねんきん定期便」の標準的な様式について

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

加入員等に対して記録等を提供する「ねんきん定期便」¹の標準的な様式を定める通知²が発出されました。

- 1 国の「ねんきん定期便」は、社会保険庁が厚生年金・国民年金の被保険者に対し、平成21年4月以降毎年誕生月に送付しています。
- 2 「厚生年金基金の加入員等に対する記録等の提供について」(平成21年7月6日 年企発0706第2号)。
なお、DB年金については、「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」(平成19年11月15日 年発第1115004号)において、「標準的な様式等については、別途通知する」とされていますが、今般は触れられていません。

概要

目的

加入員等に対して記録等を提供することで基金に加入していることを認識してもらうとともに、将来に支払われる年金額(見込額)を周知することで年金の請求につなげるもの。

提供する記録の内容(標準的な様式)

氏名	生年月日	性別	基礎年金番号	支給開始年齢
加入員番号	お勤め先の名称	加入期間	加入月数	
将来支払われる基本年金額(見込額)	将来支払われる加算年金額(見込額)			

ご留意事項

あくまで標準的な様式を定めたものであり、この通りに実施すべきというものではなく、記録等を提供する対象者の範囲、提供時期、提供内容等については、各厚生年金基金の実情に応じて判断すべきとされています。

例えば、「当基金は、現在国の被保険者記録との突き合せを行っていることから、これに伴う記録整備が完了してから提供することとします。」という判断もあると思われます。

弊社の対応

弊社 型総幹事基金のお客様には、書面の作成・発送等についての弊社からのサポート内容を、追ってご案内させていただく予定です。

以上